

和泉市国民健康保険第 4 期特定健康診査等実施計画及び 第 3 期データヘルス計画策定について

1. 計画策定の背景

近年の急速な少子高齢化、医療の高度化、生活習慣病の増加等により、医療費は年々増大し、今後も伸び続けることが予測されるなか、医療費適正化と生活習慣病予防のため、メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査や特定保健指導の実施が義務付けられた。

また、レセプトのデータ分析に基づく効果的・効率的な保健事業を実施していくための計画を策定することが定められたことから、これまで、下記の 2 計画を一体的に策定し、取組んできた。

前回の計画策定から 6 年が経過し今年度末で計画期間が終了することから、検証結果をもとに、新たな計画を策定する。

2. 計画の定義

【特定健康診査等実施計画】

40 歳から 74 歳までの被保険者に対する生活習慣病予防のための「特定健康診査・特定保健指導」の実施計画

【データヘルス計画】

レセプト・健診情報等のデータ分析に基づく、効果的・効率的な保健事業を P D C A サイクルで実施するための事業計画

3. 計画の位置づけ

(1) 目的及び根拠法令

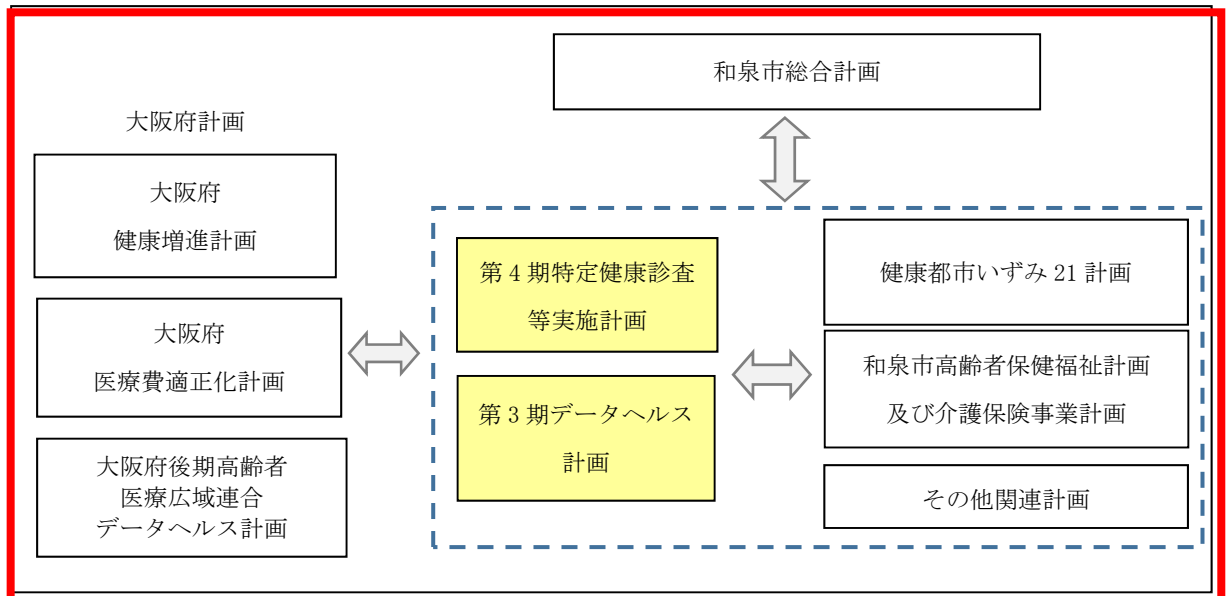
「高齢者の医療の確保に関する法律」及び「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」に則して計画策定。

	目的	根拠法令
第 4 期特定健康診査等実施計画	特定健康診査等基本指針(厚生労働省告示)に基づき、特定健康診査及び特定保健指導の実施方法や目標等、基本的な事項を定める。	高齢者の医療の確保に関する法律第 19 条
第 3 期データヘルス計画	健康・医療情報等を活用したデータ分析に基づき、PDCA サイクルに沿った効果的かつ効果的な保健事業の実施計画を定め、実施及び評価を行う。	国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針(厚生労働省告示)

(2) 他計画との関係

国の健康増進法に基づく「基本的な方針」を踏まえるとともに「和泉市総合計画」を上位計画と定め、関連する他計画（大阪府健康増進計画、医療費適正化計画、介護保険事業計画等）との整合性を図る。

計画の位置づけ



4. 計画の期間

令和6年度から令和11年度の6年間

5. 基本的な考え方

- 保健事業の実施計画（データヘルス計画）とは、被保険者の健康の保持増進に資することを目的として、保険者が効果的・効率的な保健事業の実施を図るため、特定健康診査・特定保健指導の結果やレセプトデータ等の健康・医療情報を活用し、PDC Aサイクルに沿って運用するものである。
- 保険者は、被保険者の健康の保持増進を図り、病気の予防や早期回復を図るために、関係課や関係機関の協力を得て、保険者の健康課題を分析し、計画を策定する。計画に基づき、効果的・効率的な保健事業を実施し、個別の保健事業の評価や計画の評価をして、必要に応じ、計画の見直しや次期計画に反映させる。
- 保険者の健康課題の分析や計画の策定、保健事業の実施、評価等は、保健衛生担当課等の関係課や都道府県、保健所、国民健康保険団体連合会等の関係機関の協力を得ながら行う。
- 後期高齢者医療担当部署や高齢支援担当部署と連携し、それぞれの健康課題を共有し、保健事業内容の分析や評価に生かす。

参考：厚生労働省「国民健康保険保健事業の実施計画データヘルス計画策定の手引き」

6. 計画策定における連携体制

大阪府、大阪府国民健康保険団体連合会、健康づくり推進室、高齢介護室など

7. 今後のスケジュール

大阪府及び大阪府国民健康保険団体連合会へ意見聴取

12、1月に本運営協議会にて素案の提示及び意見聴取を行い、3月末完成

8. 計画の構成

第1章 計画策定に関する基本的事項

1. 計画の趣旨 2. 計画の位置づけ 3. 計画の期間 4. 実施体制・関係者連携等の基本的事項

第2章 前期計画の評価

1. 保健事業実施状況 2. 第5次和泉市総合計画を踏まえた国民健康保険の重点施策及び成果指標

第3章 和泉市国民健康保険の現状

1. データに基づいた現状分析

第4章 健康課題

1. 健康課題と課題に向けた保健事業

第5章 第4期特定健康診査等実施計画

1. 目標値及び特定健康診査、特定保健指導について 2. その他

第6章 第3期データヘルス計画

1. 実施する保健事業 2. その他

巻末資料

用語集 資料：データ集

9. 成果目標、進捗管理について

第4期特定健康診査等実施計画及び第3期データヘルス計画の成果目標については、ストラクチャー指標、プロセス指標、アウトプット指標、アウトカム指標等多面的な視点で評価できるように設定するものとする。

進捗管理においては、個別の保健事業の評価は年度ごとに行うことを基本と

して、計画策定時に設定した保健事業ごとの評価指標に基づき、事業の効果や目標の達成状況を確認することとし、目標の達成状況が想定に達していない場合は、ストラクチャーやプロセスが適切であったか等を確認の上、目標を達成できなかった原因や事業の必要性等を検討して、次年度の保健事業の実施やデータヘルス計画の見直しに反映させる。

設定した評価指標に基づき、進捗確認のため令和 9 年度に中間評価を行い、次期計画の円滑な策定に向けて、計画の最終年度である令和 11 年度上半期に仮評価を行う。

(注) 赤四角で囲んだ部分は、第 1 回運営協議会【資料 4】に新たに追加した部分です。